

## 水循環再生指標検討会開催要領（案）

### （目的）

第1条 「あいち水循環再生基本構想」に基づき、健全な水循環の再生に向けて、取組の効果を県民にわかりやすく示すことや、地域協議会で策定する水循環再生行動計画による取組の評価や見直しに活用することを念頭に置き、川や海などの健康状態を水循環の視点で総合的に判断するための指標（水循環再生指標）の作成やその活用に関して必要な事項を検討することを目的として、水循環再生指標検討会（以下、「検討会」という。）を開催する。

### （構成）

第2条 検討会の委員は、知事が委嘱する。  
2 委員は、別表のとおりとする。  
3 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

### （座長）

第3条 検討会に座長を置く。  
2 座長は、委員が互選する。  
3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。  
4 座長に事情があるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。  
5 委員が団体の代表としている場合は、検討事項等により委員に代わりその団体から代理を出席させることができる。

### （会議）

第4条 検討会は、座長がその議長となる。  
2 検討会は、公開とする。ただし、検討会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。  
（1）愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合  
（2）会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合  
3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

### （意見聴取）

第5条 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

### （事務局）

第6条 検討会の事務局は、愛知県環境部水地盤環境課及び建設部河川課に置く。

### （雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成18年12月 日から施行する。

## 別表 水循環再生指標検討会の構成

区分	構 成 員
委 員	天野 博（矢作川沿岸水質保全対策協議会事務局長） 竹中千里（名古屋大学教授） 秀島栄三（名古屋工業大学助教授） 増田理子（名古屋工業大学助教授） 宮田照由（矢田・庄内川をきれいにする会会長） <p style="text-align: right;">（五十音順）</p>
県 関 係 部 局	建設部 河川課長 農林水産部 水産試験場 漁場環境研究部長 環境部 環境調査センター 水圏部長 環境部 水地盤環境課長